

千葉県における指定廃棄物の処分場候補地の選定手法・提示方法等（案）

平成 26 年 4 月 17 日

1. 国による指定廃棄物の処理

指定廃棄物は、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法に基づき、国が処理を行う。また、同法の基本方針（平成 23 年 11 月 11 日閣議決定）において、県内で排出された指定廃棄物は当該県内で処理することが定められている。

千葉県では、一般廃棄物焼却灰や下水汚泥等の指定廃棄物を保管いただいております。これらの指定廃棄物は一時保管がひっ迫していることから、早期に処理するため、国が千葉県内に最終処分場を 1 カ所設置して処理を行う。

設置する最終処分場は、遮断型構造の処分場とし、長期にわたり、国が維持管理を実施する。

この指定廃棄物の最終処分場の千葉県における候補地の選定に当たっては、指定廃棄物処分等有識者会議（以下、「有識者会議」という。）においてとりまとめられた各県で候補地を選定するためのベースとなる基本的な案に加えて、千葉県の地域の実情に配慮し、以下の通り定めることとする。

2. 最終処分場の候補地選定の手順

有識者会議で了承いただいた各県で候補地を選定するためのベースとなる基本的な案に加え、千葉県の地域の実情を踏まえた千葉県における選定手法について、千葉県指定廃棄物処理促進市町村長会議（以下、「市町村長会議」という。）での議論を踏まえ、国が責任を持って決定する。その上で、当該選定手法に基づき選定作業を行うこととする。

候補地の選定に当たっては、指定廃棄物の最終処分場に係る安全等を確保した上で、より安心感の得られる場所を選定するために、以下のような手順で段階的に評価を行う。

2.1 安全等の確保に関する事項

適切な構造の施設を建設することとしつつも、安全な処分に万全を期すため、地すべり、地震、洪水、津波等の自然災害が生じうる地域をできるだけ避けることが重要である。これらの地域を候補地から除外することで、最終処分場の安全性をより確実に確保することができる。

施設においては、十分な防じん対策や遮水工等の大気・水質汚染防止対策や適切な維持管理により、周辺環境への影響を十分低減することを確保するが、施設の存在そのものが、特に貴重な自然環境の保全や史跡・名勝・天然記念物の保護に影響を及ぼすおそれがある地域は、できるだけ避けることが重要である。このため、これらの地域を候補地から除外することで、立地選定時に、特に貴重な自然環境や史跡等へ影響を及ぼさないようにする。

2.2 地域特性に配慮すべき事項

安全等の確保という観点からは、最終処分場の適切な構造や維持管理を確保することと併せて、2.1の地域を除外することで、これを満足する地域が抽出できる。

他方、施設の設置に当たっては、このことに加えて地元関係者の理解を得ることが重要であるため、市町村長会議の議論を踏まえ、「千葉県廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱」（以下「千葉県指導要綱」という）に基づく「廃棄物処理施設の立地等に関する基準」（以下「設置基準」という）を尊重し、地域特性として配慮すべき事項を決定する。

2.3 必要面積を確保した土地の抽出

最終処分場の候補地の対象については、国が責任をもって速やかな施設整備を行うため県内全域（国有地、県有地、その他）の利用可能な土地を対象とする。

2.1、2.2の評価により抽出された地域の中から、千葉県の最終処分場の候補地として必要な面積を十分に確保できるなだらかな地形の土地を抽出する。

2.4 安心等の地域の理解が得られやすい土地の選定

2.1、2.2及び2.3の手順により、安全等の確保という観点に加えて、地域特性に配慮すべき事項を最大限尊重し、その上で必要面積を確保した土地を確保できる地域の中で候補地を選定することが可能となる。

その地域の中から、さらに関係者の理解が得られやすい場所を選定するため、生活空間との近接状況、水源との近接状況、自然度及び指定廃棄物の保管状況からみて候補地としてより望ましい土地（1カ所）の絞り込みを行う。

2.5 詳細調査の実施

候補地の提示にあたっては、安全性に係る詳細な調査の実施と調査結果の専門家による評価が、地元関係者の理解と安心を得ることにつながる。

そのため、2.1～2.4までの手順で絞り込まれた候補地において、ボーリング等による地盤、地質、地下水等の詳細な調査を実施する。この詳細調査を行う候補地については、詳細調査に先立ち、所在する市町村に提示・公表する。なお、詳細調査の結果については、有識者会議で候補地の安全性について評価を行う。

2.6 最終的な候補地の提示

詳細調査の評価結果を踏まえ、最終的に環境省が候補地を決定する。

候補地を提示した場合には、施設の安全性の丁寧な説明、適切なモニタリング結果の広報等に万全を尽くすことにより風評被害の防止を図っていく。更なる対応策については、候補地の選定がある程度進み、候補地が具体的にになった段階で、地域の状況を踏まえて検討し、地域の意見を環境省としてしっかり受け止め、関係省庁とも連携して対応していく。

なお、政府としては、平成26年度予算として放射性物質により汚染された廃棄物の処理に係る環境整備のための費用を計上したところであり、具体的な事業内容は、候補地が決まった段階で地元の意向を伺い、それを反映できるよう努力する。

3. 安全等の確保に関する事項

3.1 安全等の評価項目・評価基準の構成について

安全等の評価項目・評価基準については、適切な構造の施設を建設することとしているが、図 3.1 に示すとおり、候補地選定にあたり避けるべき地形・地盤に起因する自然災害を考慮して「自然災害を考慮して安全な処分に万全を期すため避けるべき地域」、施設の存在そのものが特に優れた自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがある「自然環境を特に保全すべき地域」、施設の存在そのものが歴史上または学術上価値の高い遺跡等の保護に影響を及ぼすおそれがある「史跡・名勝・天然記念物等の保護地域」を評価項目として定めるとともに、評価基準として、これらに該当する地域は指定廃棄物最終処分場の候補地から除外することとする。

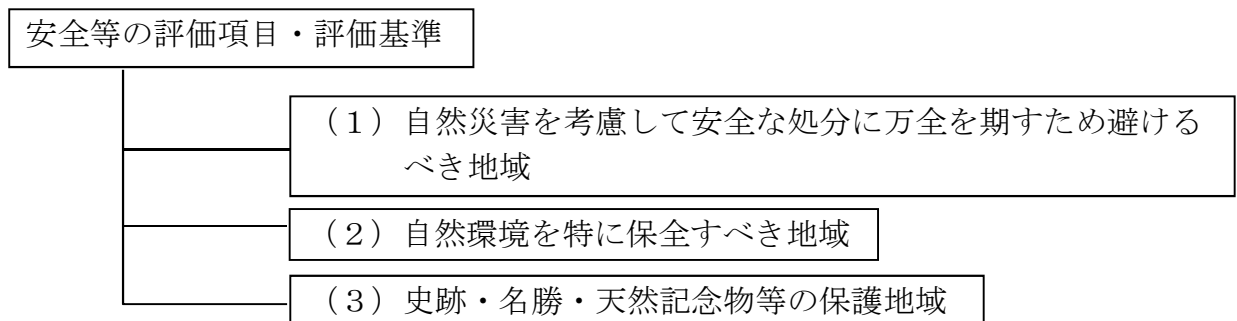


図 3.1 安全等の評価項目・評価基準により除外する地域

3.2 自然災害を考慮して安全な処分に万全を期すため避けるべき地域

3.2.1 自然災害を考慮して安全な処分に万全を期すため避けるべき地域の考え方

指定廃棄物の処分を行うにあたっては、適切な構造の施設を建設することとしているが、安全な処分に万全を期すため、候補地選定にあたり避けるべき地形・地盤に起因する自然災害については、気象災害や地震・火山噴火などの自然力によりいろいろな地形や地盤条件の地表面に作用する事象を対象とすることとする。

気象災害に起因するものとしては地すべり、斜面崩壊、土石流、洪水、雪崩等がある。

一方、自然力に起因するものとしては、構造物に大きな力を与える地震、津波等があり、火山の噴火に起因するものとして溶岩流、火砕流、岩屑なだれ等がある。

自然災害には、施設の安全に万全を期すために避けるべき事象と構造物の設計・施工方法等により対策を講じることができる事象とがある。

施設の安全に万全を期すために避けるべき自然災害として、表 3.1 に示すとおり①地すべり、②斜面崩壊、③土石流、④洪水、⑤雪崩、⑥地震（活断層及びその近傍）、⑦津波、⑧火山噴火、⑨陥没を対象とする。

一方、液状化については、構造物の計画、設計段階で対策を講じることができることから、除外の対象とはしない。また、どの地域においても発生する可能性のある自然災害（台風、竜巻、大雨、落雷等）については、構造物の計画、設計段階で対応するとともに、これらの事象そのものを対象とするのではなく、その自然災害に起因して、地形・

地盤の地表面に作用する事象に着目して評価を行う。

候補地選定に際しては、安全な処分に万全を期すために、既存の知見により安全等が確保できる地域を抽出する等、候補地選定手順に従って選定を行う。ただし、最終的な候補地選定にあたっては、候補地の現地確認や詳細調査を通じて、追加的な情報を得て判断する。

また、処分場の実際の造成工事にあたって、安全に関わる新たな情報が明らかとなった場合には、その情報を踏まえて対応を検討する。

表 3.1 自然災害を考慮して安全な処分に万全を期すため
避けるべき地域に関する評価項目・評価基準

評価項目	評価基準		評価に使用する既存知見
1) 地すべり	地すべり危険箇所に該当するエリア		・国土数値情報（国土交通省）
	地すべり地形箇所に該当するエリア		・地すべり地形分布図データベース（防災科学技術研究所）
2) 斜面崩壊	砂防指定地に該当するエリア		・20万分の1土地保全基礎調査（国土交通省） ・旧国土庁土地局土地保全図 ・県提供データ
	急傾斜地崩壊危険箇所に該当するエリア		・国土数値情報（国土交通省）
	深層崩壊渓流区域（相対的な危険度の高い渓流区域）に該当するエリア		・深層崩壊渓流レベル評価マップ（国土交通省）
	勾配30度以上の傾斜地に該当するエリア		・数値地図25000（国土交通省）の50mメッシュ標高データから、GISソフトの計算機能を用いて算出
3) 土石流	土石流危険区域に該当するエリア		・国土数値情報（国土交通省）
	土石流危険渓流に該当するエリア		・国土数値情報（国土交通省）
4) 洪水	洪水浸水区域に該当するエリア		・河川管理者（国・県）提供データ
5) 雪崩	雪崩危険箇所に該当するエリア		・国土数値情報（国土交通省）
6) 地震（活断層及びその周辺）	活断層・推定活断層から300m以内のエリア		・活断層詳細デジタルマップ（東京大学出版会） ・活断層データベース（産業技術総合研究所HP）
7) 津波	①または②に該当するエリア	①東日本大震災における津波到達（浸水域）ラインより海側のエリア	・津波到達（浸水域）ラインデータ（東大生産技術研究所）
		②各県で想定される津波浸水区域に該当するエリア	・千葉県津波浸水予測図
8) 火山噴火	・火山防災のために監視・観測体制の充実等の必要がある47火山の火口周辺が対象 ・ハザードマップが作成されている場合は①、いない場合は②を採用する	①火砕流・火砕サージの予測範囲エリア	・火山防災のために監視・観測体制の充実等の必要がある火山（気象庁） ・対象火山の火山ハザードマップ（国土交通省、県、市町村）
		②噴火警戒レベル3（入山規制）に相当する火口から4km以内のエリア	・火山防災のために監視・観測体制の充実等の必要がある火山（気象庁） ・噴火警戒レベル（火山防災協議会）
9) 陥没	炭鉱等鉱山跡、地下採石場跡、防空壕、カルスト地形等のエリア及び道路・鉄道トンネルの直上		・鉱山跡：地圏環境インフォマティクスシステム（東北大学大学院環境科学研究科） ・防空壕：国土交通省地下壕分布図（国土交通省、農林水産省） ・カルスト地形：第3回自然環境保全基礎調査（環境庁） ・道路・鉄道トンネル：電子国土基本図（国土交通省）

3.2 評価項目ごとの評価基準

安全な処分に万全を期すために避けるべき事象に対する評価項目ごとの評価基準は以下のとおりとする。

1) 地すべり

過去に地すべりが発生したことがあるか、あるいは今後発生する可能性が高い箇所を既存の知見により除外する。

このほか、地すべり等気象災害に起因する事象について地形面から幅広く評価するため、谷筋の地形、崖地、川・溪流の近辺などについても、既存の知見によって今後発生する可能性が評価されているものは除外する。

具体的には、①国土数値情報（国土交通省）を用いて地すべり危険箇所^{※1}に該当するエリアを除外、②地すべり地形分布図データベース（防災科学技術研究所）を用いて地すべり地形箇所に該当するエリアを除外する。

※1 地すべり危険箇所及び地すべり危険区域、地すべり氾濫区域、地すべり湛水域を含む

2) 斜面崩壊

大雨や地震の際に斜面崩壊が発生しやすい、傾斜が30度以上の箇所を除外する。

また、斜面崩壊のうち、すべり面が深部で発生する比較的規模の大きな深層崩壊の発生リスクの高い区域を除外する。

さらに、大雨などによる山の斜面の崩壊や溪流内の不安定な土砂が流出することにより起こる土砂災害を防止するために、砂防施設が必要とされている土地又は、土地の掘削、盛土、切土、土砂の採取、竹林の伐採などの行為が制限される土地を除外する。

具体的には、①20万分の1土地保全基礎調査（国土交通省）、旧国土庁土地局土地保全図、及び県提供データを用いて砂防指定地に該当するエリアを除外、②国土数値情報（国土交通省）を用いて急傾斜地崩壊危険箇所^{※2}に該当するエリアを除外、③深層崩壊溪流レベル評価マップ（国土交通省）を用いて深層崩壊溪流区域（相対的な危険度の高い溪流区域）に該当するエリアを除外、④数値地図25000（国土交通省）の50mメッシュ標高データから、GISソフトの計算機能を用いて勾配30度以上の傾斜地に該当するエリアを除外する。

※2 急傾斜地崩壊危険箇所及び急傾斜地崩壊危険区域を含む

3) 土石流

地形と土砂の堆積状況、および過去の土石流の氾濫実績から、土石流が氾濫することが予想される区域を除外する。

また、土石流が発生するおそれのある溪流を除外する。

具体的には、①国土数値情報（国土交通省）を用いて土石流危険区域に該当するエリアを除外、②国土数値情報（国土交通省）を用いて土石流危険溪流に該当するエリアを除外する。

4) 洪水

降雨により河川がはん濫（溢水・越水・破堤）した場合に浸水が想定される区域を除外する。

具体的には、河川管理者（国・県）提供データを用いて洪水浸水区域に該当するエリアを除外する。

5) 雪崩

豪雪地帯対策特別措置法により指定された豪雪地帯で、雪崩の被害想定区域内にある雪崩危険箇所を除外する。

具体的には、国土数値情報（国土交通省）を用いて雪崩危険箇所に該当するエリアを除外する。

なお、千葉県では、雪崩危険箇所は設定されていない。

6) 地震（活断層及びその近傍）

活断層は、既存の知見によりその位置が評価されている活断層や推定活断層を対象とする。

活断層が直下にある場合は、構造物に大きな変位を与えることが考えられるため対象から除く。また、活断層が直下でない限り構造物に大きな変位は与えないと考えられることから、十分な耐震設計を行うことにより対応は可能である。このため、活断層の近接地域は、活断層の直下を確実に避け、活断層に対する懸念に十分に定めるため、構造物からの距離が 300m 以内の地域と設定する。

推定活断層は、地形的な特徴により活断層の存在が推定されるものの現時点では明確に特定できないものであるが、活断層の考え方に準じて、推定活断層が直下にある場合及び構造物からの距離も 300m 以内の地域と設定する。

具体的には、東京大学出版会の活断層詳細デジタルマップ、産業技術総合研究所の活断層データベースを用いて活断層・推定活断層から 300m 以内のエリアを除外する。

7) 津波

東日本大震災における津波到達ラインより海側の地域及び各県で想定されている津波浸水区域を除外する。

評価にあたっては、①東日本大震災における津波到達（浸水域）ラインより海側のエリア、または、②想定される津波浸水区域に該当するエリアを除外する。

8) 火山噴火

気象庁の火山噴火予知連絡会により、火山防災のために監視・観測体制の充実等の必要がある火山として選定されている 47 火山の火口周辺を対象とする。

これらの火山において、ハザードマップが作成されている場合は、そのハザードマップに示されている噴火した場合の火砕流や火砕サージの予測範囲エリアを除外する。

また、これらの火山においてハザードマップがない場合は、東北から中部地方の火山における噴火警戒レベル（火山防災協議会）のレベル 3 の入山規制範囲に相当する火口から 4 km 以内のエリアを除外する。

なお、千葉県では、火山防災のために監視・観測体制の充実等の必要がある火山が存在しない。

9) 陥没

過去に陥没が発生したことがあるか、あるいは今後発生する可能性が高い炭鉱跡、鉱山跡、地下採石場跡、防空壕、カルスト地形等のエリア及び道路・鉄道のトンネルの直上を既存の知見により除外する。

具体的には、①地圏環境インフォマティクスシステム（東北大学大学院環境科学研究科）を用いて鉱山跡を除外、②国土交通省地下壕分布図（国土交通省、農林水産省）を用いて防空壕の直上を除外、③第3回自然環境保全基礎調査（環境庁）を用いてカルスト地形を除外、④電子国土基本図（国土交通省）を用いて道路・鉄道トンネルの直上を除外する。

3.3 自然環境を特に保全すべき地域

3.3.1 自然環境を特に保全すべき地域の考え方

指定廃棄物の最終処分場の施設を整備することにより、当該施設の存在そのものによって特に優れた貴重な自然が失われる等、自然環境保全に特に影響を及ぼすおそれがある地域については、候補地から除外することとする。

具体的には、表 3.2 に示すとおり自然環境・風致の保全、鳥獣等動植物の保護、国有林の保全の3つの観点から評価を行うこととする。

表 3.2 自然環境を特に保全すべき地域に関する評価項目・評価基準

評価項目	評価基準	評価に使用する既存知見
1) 自然環境・風致の保全	自然公園特別地域に該当するエリア	・国土数値情報（国土交通省）
	自然公園（国立・国定）の普通地域に該当するエリア	
	原生自然環境保全地域に該当するエリア	
	自然環境保全地域特別地区に該当するエリア	
2) 鳥獣等動植物の保護	鳥獣保護区特別保護地区に該当するエリア	・国土数値情報（国土交通省）
	生息地等保護区管理地区に該当するエリア	・生息地等保護区の一覧（環境省HP）
3) 国有林の保全	保護林として指定されているエリア	・林野庁GIS（農林水産省）
	緑の回廊として指定されているエリア	・林野庁GIS（農林水産省）
	レクリエーションの森として指定されているエリア	・林野庁GIS（農林水産省）
	ふれあいの森として指定されているエリア	・林野庁GIS（農林水産省）

3.3.2 評価項目ごとの評価基準

自然環境を特に保全すべき地域ごとに、評価項目ごとの評価基準は以下のとおりとする。

1) 自然環境・風致の保全

自然環境・風致の保全については、国土数値情報（国土交通省）を用いて、公園の風致の維持、自然環境の保全のために特に保護すべき地域として、①自然公園特別地域、②自然公園（国立・国定）普通地域、③原生自然環境保全地域、④自然環境保全地域特別地区を除外する。

2) 鳥獣等動植物の保護

鳥獣等動植物保護については、鳥獣、希少野生動植物種の保護または生息地の保全のために特に保護すべき地域として、①国土数値情報（国土交通省）を用いて鳥獣保護区特別保護地区を除外、②生息地等保護区の一覧（環境省HP）を用いて生息地等保護区管理地区を除外する。

3) 国有林の保全

国有林の保全については、林野庁GIS（農林水産省）を用いて、自然環境の維持、動植物の保護、森林生態系の保全及び国民の保健・文化・教育の場として保護すべき国有林野の地域に当たるものとして、保護林、緑の回廊、レクリエーションの森、ふれあいの森を除外する。

3.4 史跡・名勝・天然記念物等の保護地域

3.4.1 史跡・名勝・天然記念物等の保護地域の考え方

史跡・名勝・天然記念物等の保護地域とは、歴史上学術価値の高い遺跡、芸術上または鑑賞上価値の高い庭園、橋梁等の名勝地ならびに学術上価値の高い動植物及び地質鉱物で保護を図っている記念物が所在している地域である。指定廃棄物最終処分場の施設を整備することで、当該施設の存在そのものによって史跡・名勝・天然記念物の保護に影響を及ぼすおそれがある地域については、候補地から除外することとする。

具体的には、表 3.3 に示すとおり土地に関わるものとして、史跡・名勝・天然記念物の所在地を除外地域とすることとする。

表 3.3 史跡・名勝・天然記念物等の保護地域に関する評価項目・評価基準

評価項目	評価基準	評価に使用する既存知見
1) 史跡・名勝・天然記念物所在地	史跡・名勝・天然記念物所在地	・国指定文化財等データベース（文部科学省）

3.4.2 評価項目ごとの評価基準

史跡・名勝・天然記念物等の保護地域についての評価基準は以下のとおりとする。

1) 史跡・名勝・天然記念物所在地

史跡・名勝・天然記念物所在地については、国及び県が指定したもののうち、移設等ができないものについてその所在地として国指定文化財等データベース（文部科学省）を用いて除外する。

4. 地域特性に配慮すべき事項

4.1 基本的な考え方

市町村長会議における議論を踏まえ、千葉県における地域特性として配慮すべき事項として、

①対象とする土地は、県内全域（国有地、県有地、その他）の利用可能な土地とする

②千葉県指導要綱に基づく設置基準を尊重

国有地、県有地以外の土地については、最終処分場の立地環境等を定める千葉県指導要綱に基づく設置基準を最大限尊重する。

4.2 千葉県の地域特性として配慮すべき事項の評価項目及び評価指標

市町村長会議等の意見を踏まえ、4.2.1 対象とする土地、4.2.2 安全等の確保に関する事項に上乗せで配慮すべき事項を地元住民の安心に特に配慮すべき地域特有の要件とする。

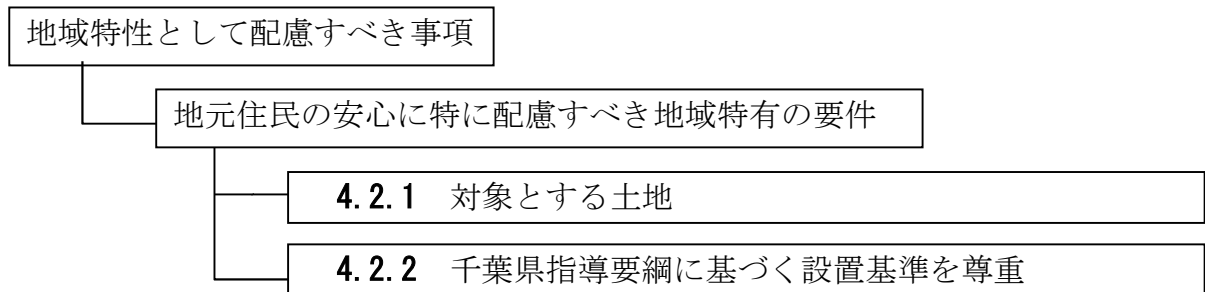


図 4.1 地域特性に配慮すべき事項の評価項目

4.2.1 対象とする土地

最終処分場の候補地の対象については、市町村長会議等の意見を踏まえ、1. 利用可能な国有地、2. 利用可能な県有地、3. その他（利用可能な民有地等）を対象とする。

3. その他（利用可能な民有地等）については、あらかじめ正確に利用可能性を判断することが困難であるが、表 4.1 に示すとおり、①建物から 50m 以内のエリア、②学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホームに係る土地から 100m 以内のエリア、③都市計画法に基づく住居系用途地域及び商業系用途地域に該当するエリア、④農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区域に該当するエリア、④その他、公の利用等により利用の可能性の乏しいと考えられるエリア（空港、道路、鉄道、河川区域等）については利用可能でないと判断されるため、これら地域を除外したエリアを対象とする。

なお、これら地域は、千葉県指導要綱に基づく設置基準に配慮したものである。

表 4.1 その他（利用可能な民有地等）においてあらかじめ除外するエリア

評価基準	評価に使用する既存知見
建物から 50m 以内のエリア	・数値地図（国土基本情報）（国土交通省）
学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホームに係る土地から 100m 以内のエリア	・住宅地図等
都市計画法に基づく住居系用途地域及び商業系用途地域に該当するエリア	・国土数値情報（国土交通省）
農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区域に該当するエリア	・国土数値情報（国土交通省）
その他、公の利用等により利用の可能性の乏しいと考えられるエリア （空港、道路、鉄道、河川区域等）	・国土数値情報（国土交通省）、県データ等

その他（利用可能な民有地等）においてあらかじめ除外するエリアの評価基準は以下のとおりとする。

1) 建物から 50m 以内のエリア

建物から 50m 以内を除外する。

具体的には、数値地図（国土基本情報）（国土交通省）を用いて建物から 50m 以内のエリアを除外する。

なお、既存知見に反映されていない建物については、住宅地図等で確認する。

2) 学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホームに係る土地から 100m 以内のエリア

学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホームに係る土地から 100m 以内のエリアを除外する。

具体的には、住宅地図等を用いて、該当する建物に係る土地から 100m 以内のエリアを除外する。

3) 都市計画法に基づく住居系用途地域及び商業系用途地域に該当するエリア

都市計画法により住居及び商業の用に供する場所として定められている地域を除外する。

具体的には、国土数値情報（国土交通省）を用いて都市計画法に基づく住居系用途地域及び商業系用途地域※を除外する。

※ 住居系用途地域：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域

商業系用途地域：近接商業地域、商業地域

4) 農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区域に該当するエリア

優良農地として保全を図る必要のあるエリアを除外する。

具体的には、国土数値情報（国土交通省）を用いて農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区域を除外する。

- 5) その他、公の利用等により利用の可能性の乏しいと考えられるエリア
 具体的には、空港、道路、鉄道、河川区域等、公園、運動場、墓地等。

4.2.2 千葉県指導要綱に基づく設置基準を尊重

国有地、県有地以外の土地（民有地等）の選定に当たっては、地域の実情に配慮し、指導要綱を尊重するため、「廃棄物処理施設の立地等に関する基準(千葉県)」を考慮して、自然環境・風致の保全の観点及び最終処分場集中の回避の観点から、表 4.1 に示すとおり除外エリアを設定することとする。

表 4.1 千葉県指導要綱に基づく設置基準を尊重する事項に関する評価項目・評価基準

評価項目	評価基準	評価に使用する既存知見
1) 自然環境・風致の保全	都市緑地法に基づく緑地保全地域	・県データ
	首都圏近郊緑地保全法に基づく首都圏近郊緑地保全区域	・県データ
	都市計画法に基づく風致地区	・県データ
	海岸法に基づく海岸保全区域	・県データ
	自然公園法及び千葉県立自然公園条例に基づく自然公園普通地域	・県データ
	千葉県自然環境保全条例に基づく郷土環境保全地域、緑地環境保全地域、自然環境保全地域普通地域	・県データ
	鳥獣保護法に基づく鳥獣保護区	・国土数値情報（国土交通省）
	特定植物群落	・自然環境情報GIS提供システム（環境省）
2) 最終処分場集中の回避	最終処分場（既に設置されたもので埋立終了届が提出されていないもの）から 1km 以内のエリア	・国土数値情報（国土交通省）、一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）、県データ等

千葉県指導要綱に基づく設置基準を尊重する事項に対する評価項目ごとの評価基準は以下のとおりとする。

1) 自然環境・風致の保全

千葉県においては、地元住民の安心、特に配慮すべき地域特性の要件として、以下のエリアを除外する。

具体的には、県データを用いて①都市緑地法に基づく緑地保全地域、②首都圏近郊緑地保全法に基づく首都圏近郊緑地保全区域、首都圏近郊緑地保全区域特別保全地区、③都市計画法に基づく風致地区、④海岸法に基づく海岸保全区域、⑤自然公園法及び千葉県立自然公園条例に基づく自然公園普通地域、⑥千葉県自然環境保全条例に基づく郷土環境保全地域、緑地環境保全地域、自然環境保全地域普通地域を除外、国土数値情報（国土交通省）を用いて⑦鳥獣保護法に基づく鳥獣保護区を除外、自然環境情報GIS提供システム（環境省）を用いて⑧特定植物群落に該当するエリアを除外する。

2) 最終処分場集中の回避

一般廃棄物および産業廃棄物の最終処分場から 1km 以内を除外する。

具体的には、国土数値情報（国土交通省）、一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）および県、政令市、中核市データを用いて、設置されたもので埋立終了届が提出されていない最終処分場から 1km 以内のエリアを除外する。ただし、廃棄物の排出事業者のその事業活動を営んでいる場所におけるものを除く。

5. 必要面積を確保した土地の抽出

5.1 基本的な考え方

安全等が確保できる地域の抽出及び地域特性に配慮すべき事項を踏まえて、以下の事項に配慮し必要面積を確保した土地の抽出を行う。

- ① 最終処分場の候補地の対象については、国が責任をもって速やかな施設整備を行うため利用可能な国有地を基本とするが、千葉県においては市町村長会議等の意見を踏まえ、県内全域の利用可能な土地を対象とする。
- ② 当該県の最終処分場の候補地として必要な面積を十分に確保できるなだらかな地形（平均的な傾斜が 15%（＝約 9 度）以下）の土地を抽出する。
- ③ 抽出の作業にあたって、空中写真又は現地確認等で得られた情報により土地の確認を行う。

5.2 千葉県における必要面積を確保した土地の抽出

- ・ 必要施設（埋立地、管理施設、搬入道路、構内道路、防災調整池）を設置するために必要な約 1.5ha を確保できる土地を抽出する。
- ・ 必要面積を確保できるなだらかな地形（平均的な傾斜が 15%（＝約 9 度）以下）の土地を抽出する。その上で、空中写真又は現地確認等で土地を確認して判断する。
※この必要面積は平成 25 年 12 月末時点の保管量に基づいており、実際の候補地の抽出にあたっては最新の保管量で再計算を行う。
※施設配置の例は図 5.1 のとおり。

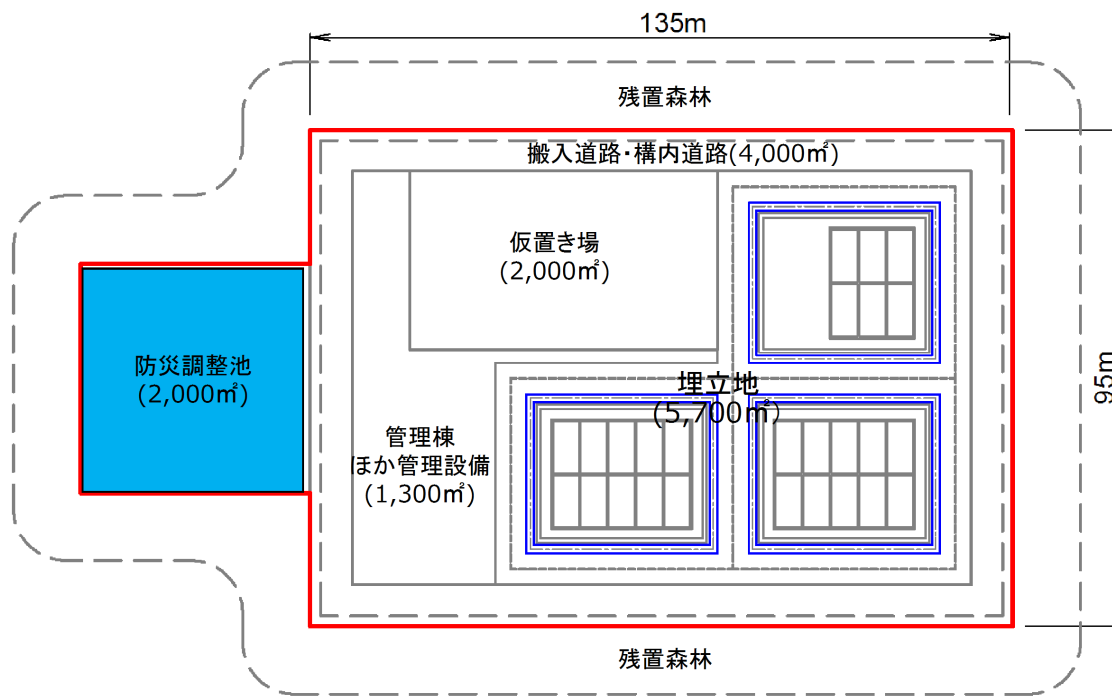


図 5.1 施設配置の例 (1.5ha)

6. 安心等の地域の理解がより得られやすい土地の選定

6.1 安心等の評価の対象

安全等が確保できる地域、地域特性に配慮すべき事項を最大限尊重した地域、必要な面積が確保できるなだらかな地形（平均的な傾斜が15%（＝約9度）以下）をすべて満たすものとして抽出された土地を対象とし、安心等の観点から評価する。

6.2 安心等の地域の理解がより得られやすい地域を選定するための評価項目及び評価指標

安心等の地域の理解がより得られやすい地域を選定するための共通事項として、評価項目及び評価指標を定める。

指定廃棄物最終処分場の施設整備に必要な面積を満たす土地の自然的条件や社会的条件は、その地域により特徴が異なる。そこで、公表されている情報を整理することで、自然的条件や社会的条件を明らかにし、関係者の理解が得られやすい場所を選定するための評価項目とする。

千葉県では、評価項目を、1) 生活空間との近接状況、2) 水源との近接状況、3) 自然度、4) 指定廃棄物の保管状況の4項目とし、均等に評価する。

また、アクセス性や土地の権利関係の事項は、補足的な評価事項として位置づける。

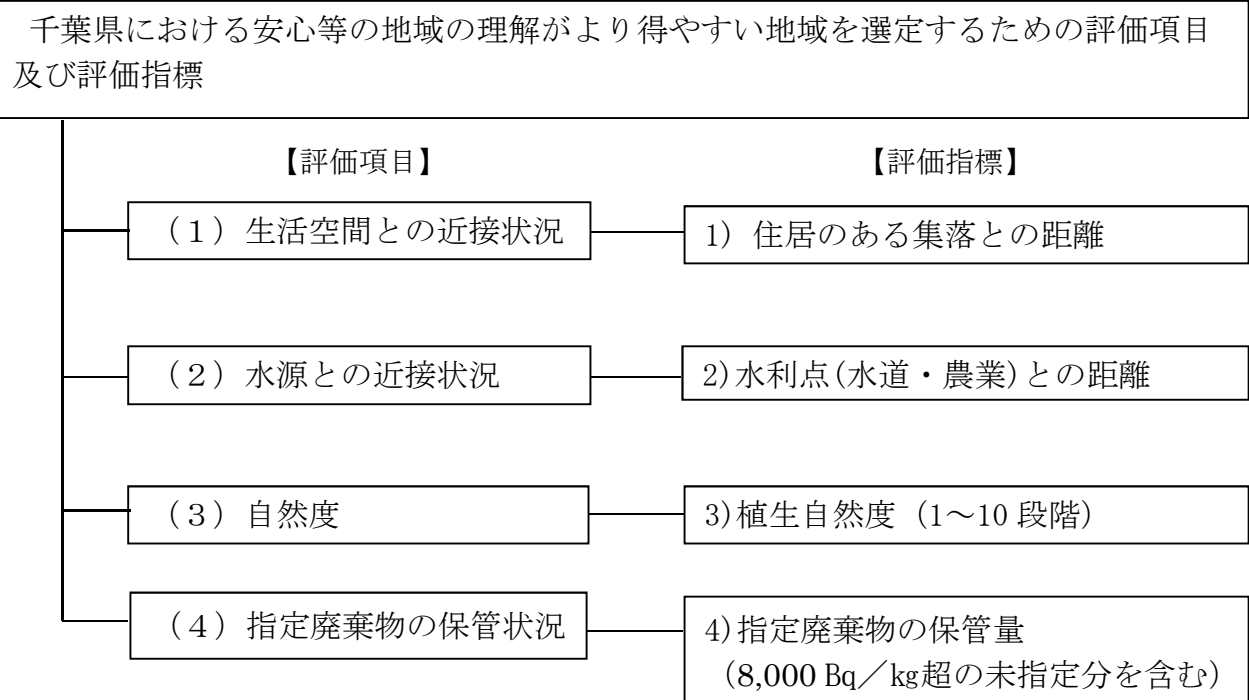


図 6.1 千葉県における安心等の地域の理解がより得やすい地域を選定する評価項目及び評価指標

(1) 生活空間との近接状況

住居のある集落から候補地までの距離で評価する。なお、住居のある集落は、総務省統計局による平成22年度国勢調査データのうち、500mメッシュで整理された人口データにおいて、人口が1名以上記録されているメッシュ内の建物を指すものとする。

（２）水源との近接状況

対象とする水源の種類は、水道用水、農業用水とする。水道用水または農業用水として取水している表流水や伏流水については、水利点から候補地までの距離で評価する。地下水については、水道水源となっている場合には、水道の取水施設から候補地までの距離で評価する。

水源については、厚生労働省の水道地図、及び農林水産省の農業基盤情報基礎調査のGISデータを活用する。

（３）自然度

植物社会学的な観点から、群落の自然性がどの程度残されているかを示す一つの指標として導入された植生自然度（1～10段階）によって評価する。

植生自然度の評価の参考とする知見として、環境省による「第2－5回植生調査 1/5万植生自然度図（昭和54～平成10年度）」、「第6－7回基礎調査1/2.5万植生自然度図（平成11年度～）」を活用する。また、併せて、必要に応じ空中写真の利用、専門家による確認等を行い、植生に変化がないか確認する。

（４）指定廃棄物の保管状況

市町村内の指定廃棄物の保管の有無や保管量を比較することで評価する。

また、複数の市町村に係る広域的な公共事業（上下水道、ごみ処理）による指定廃棄物については、当該指定廃棄物を保管している市町村だけではなく、関係している市町村に応分の割り戻しを行う。

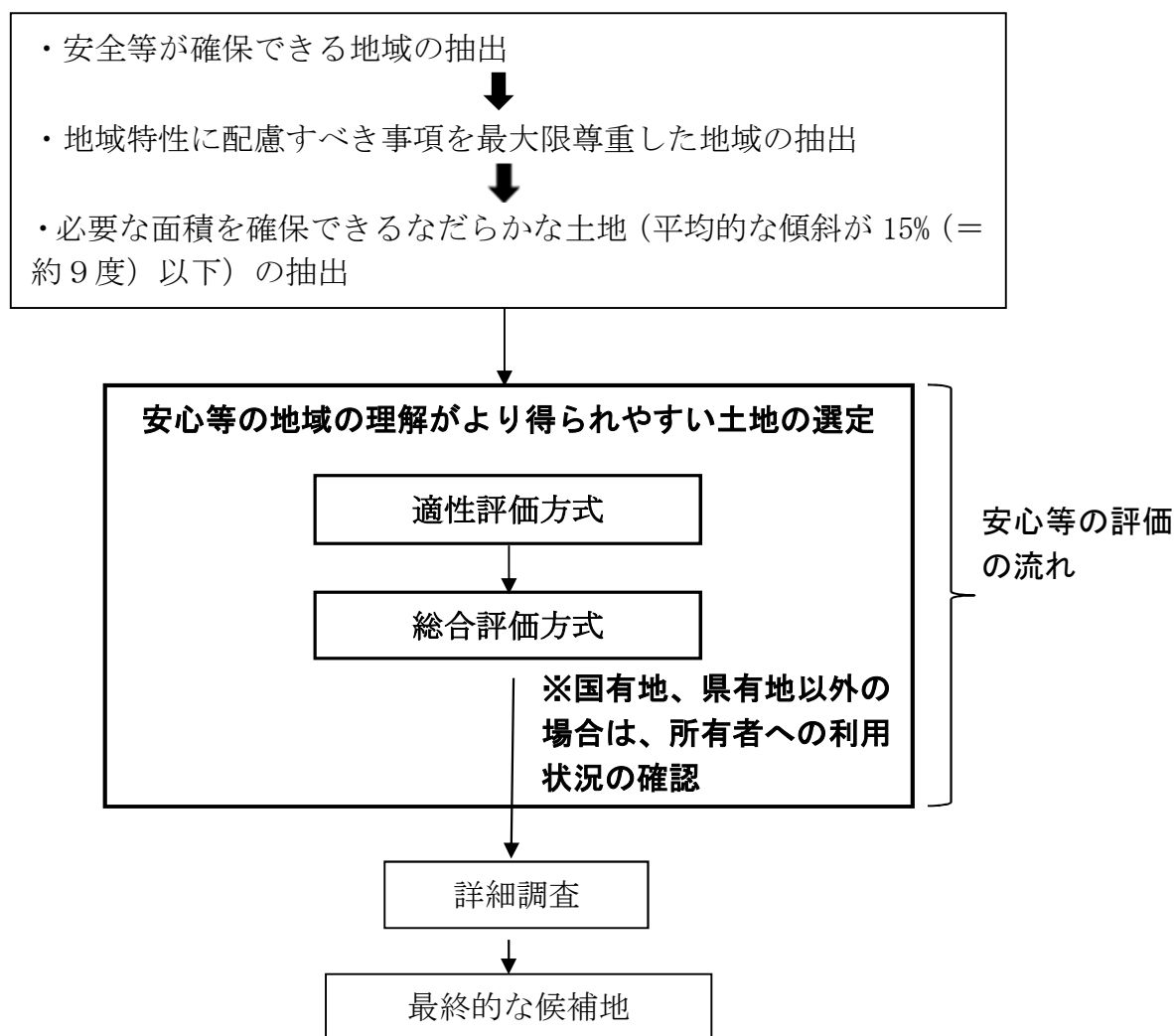
6.3 安心等の候補地に関する評価方法について

県内全域の利用可能な土地を対象とするため、必要面積を確保可能な土地が多数となる可能性があることから、まず、適性評価方式により、候補地として優先的に検討すべき土地の絞り込みを行う。

そのうえで、総合評価方式により順位付けを行い、詳細調査を実施する候補地（1カ所）を選定する。

国有地、県有地以外の場合は、市町村への提示に先立ち、候補地(1カ所)の所有者に対して、利用状況について確認する。

なお、国有地、県有地以外の土地が含まれる場合は、評価結果の公表内容について配慮することとする。



6.2 安心等の評価の流れ

【参考】

・適性評価方式

項目ごとに評価基準を定めて、候補地について、その評価基準に適合するか否かの絶対評価を行い、項目に関する○の総数で絞り込みを行う方式。

・総合評価方式

項目ごとに5段階程度の評価基準を定めて、候補地について、項目ごとの評価点の総和した得点の高い候補地から順位付けを行う方式。

6.4 適性評価方式の評価基準

県内全域の利用可能な土地を対象とするため、必要面積を確保可能な土地が多数となる可能性があることから、優先的に検討すべき土地を絞り込むことを目的とし、以下の考え方にに基づき、評価基準を定める。

① 生活空間との近接状況

関係5県における既存の廃棄物処理場埋立地に関する指針・指導要綱等で定める説明会等の規定を参考に、住居のある集落からの距離が500m超と以下で評価する。

候補地から住民が居住している住居までの距離が500m超：○

② 水源との近接状況

関係5県における既存の廃棄物処理場埋立地に関する指針・指導要綱等で定める、説明会や同意等に関する規定を参考に、水利点（水道水源取水口又は農業用水路頭首工及びため池）からの距離が500m超と以下で評価する。

候補地から水道水源取水口又は農業用水路頭首工及びため池までの距離が500m超：○

③ 自然度

植生自然度9、10は、自然林、自然草原できわめて自然度が高いエリアであることから、これらが候補地内に分布しているかで評価する。

また、候補地内に複数の植生自然度が分布している場合、植生自然度の大勢を示すものを優先するが、複数の植生自然度が分布し、低い植生自然度のものだけで候補地の面積が確保できない場合は、そのうちの高い方の自然度を評価に使用する。

植生自然度が8以下：○

④ 指定廃棄物の保管状況

候補地が属する市町村が指定廃棄物を保管しているかで評価する。

なお、複数の市町村に係る広域的な公共事業（上下水道、ごみ処理）による指定廃棄物は、当該指定廃棄物を保管している市町村だけでなく、関係している市町村に応分の割り戻しを行い、保管の有無を評価する。

指定廃棄物を保管している：○

6.5 総合評価方式の評価基準

総合評価方式においては、適性評価方式によって抽出された候補地の中からさらに絞り込みを行い、詳細調査を行う候補地（1カ所）を選定するものであることから、以下のとおり評価基準を定める。

なお、候補地の面積が必要面積よりも広く確保できる場合には、当該候補地における設置位置の違いによって評価点が異なってくることから、必要面積を確保可能な土地の部分として最も適している場所の評価点を採用することとする。

① 生活空間との近接状況

関係5県における既存の廃棄物処理場埋立地に関する指針・指導要綱等で定める説明会等の規定を参考に、最も大きな数値である500mを基準の目安とする。

また、心理的な感覚量（距離感）は実際の距離の対数に比例して知覚されるという関係を参考に、500m、1000m、2000m、4000mを評価点数の境界値として、以下の5ランクに区分し、評価する。

候補地から住民が居住している住居までの直線距離	点数
500m 以下	1
500m 超、1,000m 以下	2
1,000m 超、2,000m 以下	3
2,000m 超、4,000m 以下	4
4,000m 超	5

② 水源との近接状況

関係5県における既存の廃棄物処理場埋立地に関する指針・指導要綱等で定める、説明会や同意等に関する規定を参考に、最も大きい数値である500mを基準の目安とする。

また、心理的な感覚量（距離感）は実際の距離の対数に比例して知覚されるという関係を参考に、500m、1000m、2000m、4000mを評価点数の境界値として、以下の5ランクに区分し、評価する。

候補地から水源までの直線距離	点数
500m 以下	1
500m 超、1,000m 以下	2
1,000m 超、2,000m 以下	3
2,000m 超、4,000m 以下	4
4,000m 超	5

③自然度

植生自然度は下表の通り、10 ランクに区分されているが、自然度のレベルに応じてグルーピングし、自然植生（10,9）、二次林（8,7）、植林地（6）、二次草原（5,4）、農耕地及び貧植生地（3,2,1）、の5つに大きく区分して評価する。

植生自然度	区分	点数
10	自然草原	1
9	自然林	
8	二次林（自然林に近いもの）	2
7	二次林	
6	植林地	3
5	二次草原（背の高い草原）	4
4	二次草原（背の低い草原）	
3	農耕地（樹園地）	5
2	農耕地（水田・畑地）、緑の多い住宅地等	
1	市街地、造成地等	

③ 指定廃棄物の保管状況

県内の市町村の指定廃棄物保管量は、0～数千の単位で分布していることを参考に、保管量の桁数で評価する。

評価にあたっては、複数の市町村に係る広域的な公共事業（上下水道、ごみ処理）による指定廃棄物は、当該指定廃棄物を保管している市町村だけでなく、関係している市町村に応分の割り戻しを行う。

候補地が位置する市町村の指定廃棄物保管量の桁数	点数※
0桁（0t）	1
1桁（0t超、10t未満）	2
2桁（10t以上、100t未満）	3
3桁（100t以上、1,000t未満）	4
4桁（1,000t以上）	5

7. 詳細調査の実施

候補地の提示にあたっては、安全性に係る詳細な調査の実施や調査結果に関する情報の提示、専門家による評価の存在が、地元関係者の理解と安心を得ることにつながる。

7.1 詳細調査を行う候補地の提示

そのため、2.1～2.4までの手順で絞り込まれた候補地（1カ所）において、ボーリング等による地盤、地質、地下水等の詳細な調査を実施する。詳細調査を行う候補地については、所在市町村に提示・公表する。また、候補地の所有者にも説明する。

7.2 詳細調査の項目

(1) 地質・地盤調査

処分場施設設置の安全性を確認するため、候補地の地質・地盤性状（地質構成・構造、地質毎の土砂・岩盤区分、地下水の通りやすさ）及び地下水性状（地下水位・水質、地下水の流向）を把握することを目的に、文献調査、地表地質踏査、調査ボーリング、弾性波探査、標準貫入試験、現場透水試験等を行う。

- 文献調査は、候補地周辺の地質図等、候補地固有の安全等に係る情報を収集・整理し、候補地の特性をより詳細に把握することを目的に行う。
- 地表地質踏査は、文献調査で把握された特性を踏まえ、候補地及びその周辺における地形・地質を現地で確認することを目的に行う。また、これに併せ、表流水や地下水（湧水）の流量や水質の測定を行う。
- 調査ボーリングは、地盤をコアとして採取することで、候補地の地質・地盤性状を把握することを目的に行う。
- 弾性波探査は、候補地の地盤の弾性波速度値を得ることで、候補地の地質・地盤性状を面的に（断面で）把握することを目的に行う。
- 標準貫入試験は、地盤の締まり具合や硬軟を把握することを目的に行う。
- 現場透水試験は、地盤の水の通りやすさ（通りにくさ）を把握することを目的に行う。
- なお、調査を終えたボーリング孔は、地下水観測孔（観測井）として利用し、地下水位の変動を継続的に観測する。

(2) アクセシ性

施設への運搬車両のアクセシ性を確認することを目的として、既存道路調査、周辺状況調査を行う。

- 既存道路については、主要道路から候補地までの幅員、勾配、曲率等を確認する。
- 新たに道路を設ける場合は、周辺状況を調査し、候補地までのアクセス道路の設置が可能かどうかを確認する。

(3) 土地の権利関係等

候補地及びアクセス道路となる土地の使用が問題ないことについて確認することを目的として、候補地及びその周辺の権利関係を調査する。

- 候補地及びアクセス道路の土地所有者、土地使用者等を確認する。
- 候補地及びアクセス道路について各種法令の必要な手続きについて確認する。

7.3 詳細調査結果の評価の考え方

詳細調査の結果をもとに、有識者会議において安全性について評価する。評価にあたっては、必要な対策を検討し、安全面での支障がないこと、あるいは事業実施の観点から施工が可能なことを確認する。

7.4 その他関連調査

通常 of 廃棄物処理施設設置の際に実施している生活環境影響調査に加えて動植物調査を、最終的な候補地について実施する。

(1) 生活環境影響調査

施設を設置した場合に周辺環境への影響が懸念される項目の現況を把握し、影響を予測し、生活環境保全対策等を検討することを目的として、生活環境影響調査を行う。

- 資料調査、現地調査を行い、候補地及びその周辺 of 生活環境 of 現況を把握する。
- 調査項目、調査方法は、「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」に準拠して決定する。
- 候補地及びその周辺 of 空間線量についても現況を把握する。

(2) 動植物調査

計画地及びその周辺 of 動植物 of 現況を把握することを目的として、動植物調査を行う。

- 既存文献や資料調査を基本として、専門家等へのヒアリングもを行い、候補地及びアクセス道路に生息・生育する重要な種、群落等の情報を収集し、施工時における配慮事項について検討・整理する。

8. 最終的な候補地の提示

詳細調査 of 評価結果を踏まえ、最終的に環境省が 1 カ所 of 候補地を決定し、提示・公表する。

千葉県における指定廃棄物 配分後保管量市町別一覧

参考資料

市町村名	指定廃棄物量(平成25年12月31日時点)										(単位:t)	
	(1)配分前					(2)配分後						
	廃棄物焼却灰	下水汚泥 焼却灰	浄水発生土	農林業系副産 物等	その他	合計	廃棄物焼却灰 (※1)	下水汚泥 焼却灰(※2)	浄水発生土	農林業系副産 物等		その他
千葉市	4.20					4.20	4.20					4.20
鎌子市												
市川市					145.60	145.60					145.60	145.60
船橋市												
館山市												
木更津市												
松戸市	892.48		1.00		38.50	893.48	892.48	33.15		1.00	38.50	926.63
野田市						38.50						38.50
茂原市												
成田市												
佐倉市												
東金市					162.00	162.00					162.00	162.00
旭市												
習志野市												
柏市	1057.97					1057.97	1,057.97	336.34			1,394.31	1,394.31
勝浦市												
市原市												
流山市	581.85					581.85	581.85	13.08			594.93	594.93
八千代市	0.30				56.42	56.72	0.30				56.72	56.72
我孫子市		542.00				542.00		100.66			100.66	100.66
鴨川市												
鎌ヶ谷市								34.60			34.60	34.60
君津市												
富津市												
浦安市												
四街道市												
袖ヶ浦市												
八街市												
印西市	130.00					130.00	67.68	14.96			82.64	82.64
白井市							45.93	9.20			55.13	55.13
富里市												
南房総市												
匝瑺市												
香取市												
山武市												
いすみ市												
酒々井町												
栄町							16.39				16.39	16.39
神崎町												
多古町												
東庄町												
大網白里市												
九十九里町												
芝山町												
横芝光町												
一宮町												
睦沢町												
長生村												
白子町												
長柄町												
長南町												
大多喜町												
御宿町												
館南町												
合計	2666.80	542.00			403.52	3612.32	2666.80	542.00		403.52	3612.32	3612.32

<按分の考え方>

※1: 廃棄物焼却灰:「印西市収集センター」(印西市保管分)は、印西地区環境整備事業組合の構成市町村である印西市、白井市、栄町の平成23年度のごみ焼却量により按分。
 ※2: 下水汚泥焼却汚泥:「手賀沼流域下水道手賀沼終末処理場」(我孫子市(相島新田85-5)保管分)は、関係市からの手賀沼終末処理場流入水量(平成23年度実績)により按分。

※色付きは配分により変化が生じた量